

認定社会福祉士制度と学会の役割

一般社団法人日本社会福祉学会 会長 白澤 政和（桜美林大学大学院）

社会福祉士の認定制度が、今年度下期からスタートする。これは、国家資格である社会福祉士のキャリアアップを支援する仕組みであり、社会福祉士の実践力を認定する制度であり、「認定社会福祉士」と「認定上級社会福祉士」がある。前者は社会福祉士を取得してから5年以上の相談援助実務経験がある者に対して、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有すると認められた者に与えられる。後者は認定社会福祉士を取得してから5年以上の相談援助実務経験がある者で、認定社会福祉士の資質に加えて、他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有すると認められる者に与えられる。

両制度とも一定の研修やスーパービジョンをもとに認定していくため、「認定社会福祉士認証・認定機構」ができ、ここが、研修機関を認証し、資格者を認定していくことになる。

この制度自体は、日本社会福祉学会とは直接関係が薄いことではあるが、間接的には学会に重要な課題を提起していると考えている。研修機関には①職能団体、②教育機関（大学、大学院など）、③自治体（自治体からの委託を含む）、④社会福祉法人及び医療法人等、⑤その他の団体（営利法人を含む）になるが、いずれの機関であっても、研修担当者が適切な継続的な生涯研修を行うことができる基盤が整備できているかどうかは課題である。

ここでの研修に携わる研修実施者が、自らの研究成果は当然であるが、他者の研究成果も習得して教育がなされない限り、優秀な人材養成にはつながらない。日本社会福祉学会には、社会福祉研究を進める代表学会として、学会誌や学会発表での成果だけでなく、社会福祉研究で明らかになったエビデンスをデータベース化して、研修実施者が活用できる仕組みづくりをしていく責務があると考えている。これは、今後の社会福祉学の大学院教育を推進していくうえでも必要不可欠なことである。また、これなしには、研究成果を積み上げ、社会福祉学全体として研究を蓄積していくことも難しいといえる。

先日行われた日本社会福祉学会春季大会シンポジウム「エビデンスベースドの社会福祉研究・実践をいかに進めていくか」でも、アメリカでの効果モデルのデータベース化であるキャンベル共同計画や**The National Registry of Evidence-based Programs and Practices (NREPP)** 等が紹介され、そうしたデータベース化を学会が中心に進めていくべきとの提言も頂いた。

私の会長就任に当たってのマニフェストの一つに、学会の研究成果でのエビデンスを集積し、それを介して職能団体との連携を促進し、ソーシャルワーカーの社会的地位を高め

ることに貢献したいと公言してきた。2年間の任期も残り僅かで、これについてはほとんど手をつけることができなかった。これらについては今後の学会活動に期待するとともに、個人的には、様々な立場から、社会福祉学の研究成果を集積し、それを研究・教育・実務者が容易に活用でき、これを介して、学会と職能団体および養成団体との連携が深まるよう努力していきたいと考えている。ひいては、ソーシャルワークがエビデンスに基づき実践され、かつその有効性が高いことを社会にも訴えていきたい。